

## 平成 27 年 4 月 9 日参議院予算委員会集中質疑議事録

○松沢成文君 次世代の党の松沢成文です。

まず、今日は、配偶者控除の見直し問題について、まず総理の政策理念を伺いたいと思います。

自民党は、この前の参議院の選挙までの総合政策で、配偶者控除の維持というのを継続して掲げておりました。つまり、外で働くだけが労働ではない、家庭で家事をこなして、子育てや介護に専念するのも立派な労働だと。その家庭内労働の価値を認め、社会の基礎単位である家族を大切にするという視点に立って家庭基盤の充実を図るために配偶者控除は重要だということだと思えます。私も家族の価値を重視する保守主義者でありまして、総理も同じ考えだと思って安心をしていたところであります。

ところが、その参院選の半年後、総理は方針を百八十度転換をしてしまいました。成長戦略の議論の中で、女性の社会進出を促進するために配偶者控除の見直しについて関係閣僚に指示を出したわけであります。つまり、恐らく、配偶者控除によるいわゆる百三万円の壁が女性の社会進出を妨げているという意見に影響されたんだと思えます。昨年では政府税調で五つの見直し案が示されましたが、そのいずれもが配偶者控除を減額、廃止してしまう内容でありました。

こうした議論の中で、私が違和感を覚えるのは、専ら専業主婦問題が労働経済政策の観点ばかりから論じられていて、家庭、子育て、介護、こうした福祉、教育政策の観点がすっぱり抜け落ちていることなんです。家庭内労働の対価という配偶者控除制度の本来の趣旨がすっかり忘れられてしまっているように思います。

総理の友人でもあると思えます、私も親しくしていますが、テレビ東京出身の政治解説者篠原文也さん、御存じだと思いますが、第一次安倍政権のときに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議の委員に任命された。そのときに安倍総理から、専業主婦家庭をしっかり守るように頑張ってほしいと言われて委員になったそうです。ところが、第二次安倍政権になってみると、全くそれと違った方向に総理は政策の指示を出している、これは総理の変節ではないかとえらく怒っておりました。私もそう感じているんですね。

安倍総理、あなたの配偶者控除問題に対する政策理念はどこにあるんでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まず、安倍内閣においては、女性が輝く社会を目指して、子育て支援そして女性の再就職支援等を力強く進めているところでございます。あわせて、昨年十月の経済財政諮問会議において、女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている仕

組みや慣行等についても、関係大臣に対して女性の活躍に向けて総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示したところでございます。

御指摘の配偶者控除については、配偶者の就労を抑制する効果があるとの指摘がある一方、今お話しになったように、家族の助け合いや家庭における子育てに対する配偶者の貢献を積極的に評価すべきとの指摘もなされています。私といたしましては、こうした様々な立場の御議論をしっかりと受け止めていく必要があると、こう考えておりました、具体的な制度の在り方については、現在、政府税制調査会の専門家に御議論をいただいておりますが、昨年十一月の論点整理においては、複数の選択肢を示した上で、家族の在り方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることから、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要とされているところであります。

そして、私の考えでございますが、私は家族の価値を大切にしております。自由民主党もそういう党でございます。配偶者控除については、政府税制調査会や党税制調査会において引き続き検討されるものと考えておりますが、家族の在り方や働き方について国民的議論を行いながら、そしてもちろん専業主婦が果たしている、今議員が挙げられたような、そういう重要な役割等も勘案しながら判断していくべき問題であると考えております。

○松沢成文君 次に、児童手当でもちょっと制度上おかしなことがあるのでお聞きしたいと思います。専業主婦世帯と共働き世帯で大きな格差があるんですね。

ちょっと皆さん、この表というか図を見てください。（資料提示）一千万円の所得がある世帯で、これ四人家族を例に取りました。

専業主婦で子供二人の世帯ですね。これは所得一千万円、旦那さんが稼いでできます。扶養家族は三人ですから、所得制限は九百六十万。これ所得制限を超えていますので、旦那さんのお給料は、これは児童一人当たり所得制限なしの特例給付の五千円しかもらえないんですね。

一方、共働きの世帯、ここでは、例えば旦那さんが七百万、奥様が三百万稼いだとします。しかし、この制度上、主たる生計者の所得がカウントされるんですね。そうしますと、扶養家族二人、所得制限は九百七十万、ちょっと低くなりますが、さあ、ここで問題なのが、七百万円はこの九百七十万より低いですから、この世帯は児童手当を満額もらえるんです。これは一万円から一万五千元です。

こうやって、同じ家族の所得なのに、専業主婦世帯と共働き世帯、これ二倍から三倍、もらえる児童手当が格差があるんですね。

私はこれは大きな制度的な問題だと思いますが、総理、これ、いかがお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 社会保障の各制度では所得水準に応じて給付の制限や負担の増減を行う場合がありますが、その際、特定の個人の所得を見るか世帯の所得を見るかは、各制度の趣旨や成り立ちなどによって異なるものと承知をしております。

児童手当の所得制限については、制度創設以来、世帯の中での主たる生計維持者の所得を基準としておりますが、共働き世帯が過半数となった今日、いただいた御意見も一つの考えであると思います。

ただ、この場合には、児童手当を支給する対象者の範囲や基準の在り方をどのように考えるか、仮に見直しを行う場合、それにより受給者に相当の変化が生じることをどう考えるか、市町村の事務負担等、多くの検討を要する論点もあると認識をしております。

○松沢成文君 この大きな格差はしっかり制度的に見直していただきたいと思います。

最後に、国立大学法人における国旗掲揚、国歌斉唱について質問いたします。

この表を見ていただきたいと思いますが、ここ二年間の国立大学法人の国旗・国歌の実施状況であります。国旗を掲揚しない大学が十二から十三あります。国歌斉唱に至ってはもうほとんどの国立大学が実施をしております。

私学とは異なって、国立大学というのはほとんどが国からの運営交付金や補助金で運営されているわけです。私は、国民感情としても、国民の税金で賄われている国立大学なのだから、入学式、卒業式で国旗掲揚、国歌斉唱はある意味で当然だと思っているんじゃないでしょうか。しかも、国立大というのは将来の国家を担うリーダーを育成する機関ですよ。国旗も掲揚せず、国歌も斉唱せずでは、国のリーダーとしてのアイデンティティーが育まれるんでしょうか。

国は、小中高で学習指導要領の下に国旗・国歌を尊重するようしっかり教育しているはずですが、それが最終段階の最高学府の大学では存在しない。終わり悪ければ全て悪しになっちゃいます。大学の自治や大学の学問の自由というのは尊重すべきですが、国立大学の入学式、卒業式に国旗・国歌があるのはむしろ当然の姿で、それが自治や自由を妨げるものではないはずですが。

まず、総理、この調査結果を見てどのようにお感じになりますか。感想を聞かせていただきたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 感想としては、大体、大学という性格上こういうことになっているのかなと思いますが、ただ一方、学習指導要領がある中学そして高校においてはしっかりと実施されていると同時に、今委員がおっしゃったように、税金によって賄われているということに鑑みれば、言わば新教育基本法の方針にのっとって正しく実施されるべきで

はないかと、私はこんな感想を持ったところでございます。

○松沢成文君 文科大臣、これ、各国立大学に国旗掲揚、国歌斉唱をしっかりと実施するよう指導をしてもいいんじゃないですか。これは設置者の意思として伝えるべきではないかと思いますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 国旗及び国歌に関する法律の制定から十五年経過いたしました。

先ほど安倍総理からお話がありましたが、小中高等学校においては、学習指導要領に基づき、国旗・国歌の意義を理解させ、尊重させる態度を育てるとともに、入学式、卒業式においては国旗を掲揚し国歌を斉唱するよう指導しているところでございます。

大学ではこのような学習指導要領のようなものはないということで、入学式、卒業式における国旗や国歌の取扱いについては大学の教育研究活動の一環として行われていることに鑑み、各大学の自主的な判断に委ねられているという現状がございます。

文科省としては、国旗掲揚、国歌斉唱、長年の慣行により広く国民の間に定着していること、また平成十一年の八月に国旗及び国歌に関する法律が施行されたことを踏まえて、各大学において適切な対応が取られるよう要請してまいりたいと思います。

○松沢成文君 しっかり要請をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。